

2025年9月10日

## 終身がん保険「ネオ de がんちりょう」を改定！ ～多様化するがんの治療に備える網羅的な保障を、納得感のある保険料で提供～

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：上原 高志、以下「当社」）は、契約日が2025年10月2日以降の契約より、「ネオdeがんちりょう」（正式名称：無解約返戻金型終身がん保険）を改定します。

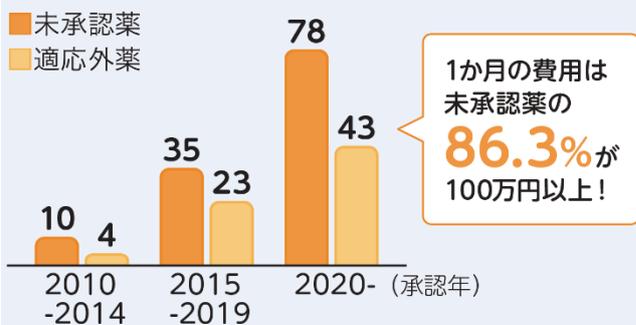
新しい「ネオdeがんちりょう」では、公的医療保険が適用されないがんの治療を受けたときにかかる費用の実額を保障する特約やがんの治療を目的として入院をしたときに備える特約を新設し、ご契約から保障が開始するまでの3か月間の保険料の払込を不要とするなど、多様化するがんの治療に備える網羅的な保障を、納得感のある保険料で提供します。

### 「ネオdeがんちりょう」改定のポイント

#### （1）「がん自由診療特約（終身がん保険用）」の新設

がんの治療に関する研究の進歩により治療の選択肢は広がってきていますが、公的医療保険が適用されない治療の場合、治療費が高額になることもあります。そのような場合でも経済的な不安なく治療を受けられるように、がんの治療を目的として自由診療等による所定の治療を受けたときに、所定の治療にかかる費用と同額の給付金をお支払いする「がん自由診療特約（終身がん保険用）」を新設します。

##### ●未承認薬・適応外薬（自由診療）の数の推移



出典：国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について（2024年7月31日時点）」をもとに当社にて作成

#### （2）「がん入院特約（終身がん保険用）」の新設

がんの治療を目的として入院をしたときに、入院日数に応じてがん入院給付金をお支払いする「がん入院特約（終身がん保険用）」を新設します。

#### （3）ご契約から保障が開始するまでの3か月間の保険料の払込を不要とする対応

ご契約から保障が開始するまでの3か月間の保険料の払込を不要とする仕組みを導入します。

## ■「ネオ de がんちりょう」の改定

### (1) 「がん自由診療特約（終身がん保険用）」の新設

がんの治療は、手術、放射線治療、抗がん剤治療の三大治療の中から最適なものを選んだり、複数の治療を組み合わせたりして行われ、その多くは公的医療保険の適用の対象となります。一方で、新薬の開発等、がんの治療に関する研究の進歩により治療の選択肢は広がっており、公的医療保険が適用されない高額な抗がん剤を使用するなど治療費負担が大きいケースも生じるようになってきています。

そのようなケースでも、治療費を気にせず、安心してがんの治療を受けられるよう、がんの治療を目的として公的医療保険が適用されない治療を受けたときにかかる費用の実額を保障する「がん自由診療特約（終身がん保険用）」を新設します。

※本特約の新設に伴い、自由診療の保障の対象となる「がん診療連携拠点病院等」について、2025年10月2日より対象の医療機関を拡大します。（2025年10月1日以前に加入されたご契約についても同様に対象を拡大します。）

#### ●高額な抗がん剤（未承認薬）の例

薬剤名	がんの種類	1か月(1サイクル/28日)あたりの薬剤費
ブレクスカブタジェン アウトルーセル	血液	77,616,000円
ネラチニブ	乳腺	4,961,600円
ルカパリブ	泌尿器	2,918,160円

出典：国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について（2024年7月31日時点）」をもとに当社にて作成

#### ●自由診療における治療費負担のイメージと保障範囲

公的医療保険が適用されない治療を受けた場合、公的医療保険が適用される治療も含めた一連の治療が自由診療扱いとなり全額自己負担となりますが、本特約ではその公的医療保険が適用される治療も含めて保障します。



### <給付内容>

給付金	支払事由	支払額
がん自由診療給付金	責任開始期（※1）前のがん（上皮内がん等を含みます。）と診断確定されたことのない被保険者が、責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を目的として、つぎのいずれかに該当する入院または通院をされたとき (1) がん診療連携拠点病院等における入院または通院であって、公的医療保険制度の保険給付の対象とならない療養（※2）が行われるものであること。ただし、(2)に該当する場合を除きます。 (2) 病院または診療所における入院または通院であって、評価療養による療養（※2）が行われるものであること	療養にかかる費用と同額（※3）

（※1）「責任開始期」とは、責任開始期の基準日（申込または告知をされた日のいずれか遅い日）からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をいいます。

（※2）先進医療による療養、患者申出療養による療養、選定療養による療養、形成再建手術、がん遺伝子パネル検査、医師に意見を求める行為（セカンドオピニオンのための診察等をいいます。）は、がん自由診療給付金の支払対象となる「療養」に含めません。

（※3）通算の支払限度は1億円です。また、医薬品による療養にかかる費用の支払限度はつぎのとおりです。  
 ・適応外薬の場合：厚生労働省告示にもとづき定められた薬価基準に掲載されている薬価を基準としてがんの治療を目的として使用されたその適応外薬の用量に応じて計算した金額の2倍  
 ・未承認薬の場合：未承認薬の販売単価を基準としてがんの治療を目的として使用されたその未承認薬の用量に応じて計算した金額の2.5倍

<保険料例（保険期間・保険料払込期間：5年）>

月払、がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）付加なし

	男性	女性
全年齢	486円	486円

## （2）「がん入院特約（終身がん保険用）」の新設

昨今、外来でのがん治療が増加傾向にあるものの、がんの種類や治療内容等によっては、依然として入院が必要となるケースもあります。入院した際には、治療費だけでなく、個室を希望する場合の差額ベッド代等追加で必要となる費用もあり、高額療養費制度ではカバーされない部分もあります。

そのようなケースでも、経済的な不安を減らし、治療に集中できるよう、がんの治療を目的として入院をされたときに、入院日数に応じてがん入院給付金をお支払いする「がん入院特約（終身がん保険用）」を新設します。

### ●治療費のほかにかかる費用の例



**差額ベッド代**  
1日あたり  
平均**6,714円**\*1



**食事代**  
1日あたり(1食510円×3)  
約**1,530円**\*2



**諸費用**  
テレビ代  
日用品代等



**交通費**  
家族のお見舞い  
通院時のタクシー代等

\*1 厚生労働省「第591回中央社会保険医療協議会（2024年7月3日）」

\*2 厚生労働省「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準【令和七年四月一日施行】」

<給付内容>

給付金	支払事由	支払額
がん入院給付金	責任開始期（※）前がん（上皮内がん等を含みます。）と診断確定されたことのない被保険者が、責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を目的として、病院または診療所において1日以上入院されたとき	がん入院給付金 日額 ×入院日数

（※）「責任開始期」とは、責任開始期の基準日（申込または告知をされた日のいずれか遅い日）からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をいいます。

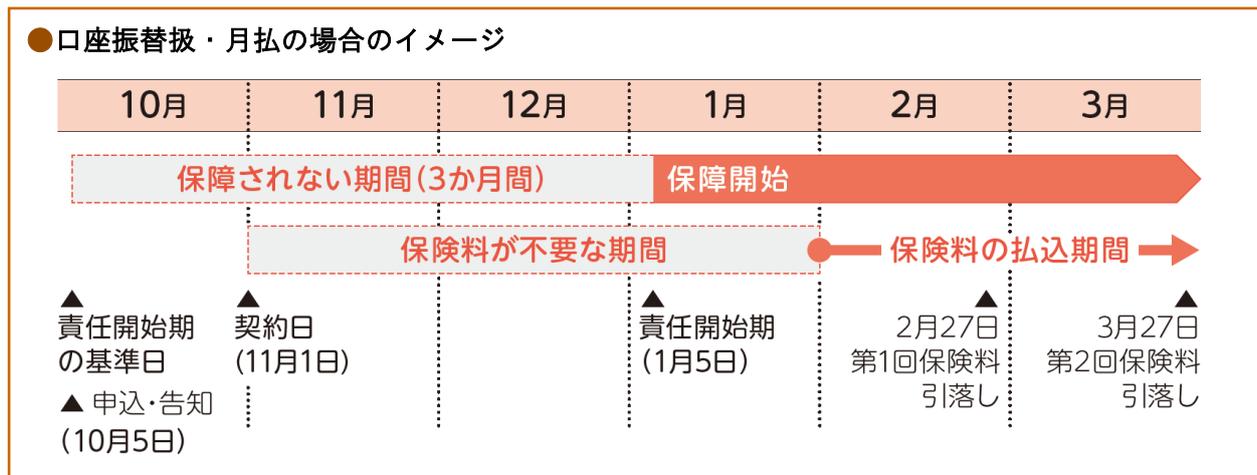
<保険料例（保険期間・保険料払込期間：終身）>

がん入院給付金日額5,000円、月払、非喫煙者保険料率、がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）付加なし

	男性	女性
20歳	145円	120円
30歳	215円	175円
40歳	330円	250円

### (3) ご契約から保障が開始するまでの3か月間の保険料の払込を不要とする対応

「ネオdeがんちろう」には、ご契約から一定期間、保障されない期間があります。この期間について、保険料の払込を不要とする改定を行います。



従来、ご契約を見直す場合には、保障を連続させるために、見直し後のご契約の保障が開始するまでの期間において、見直し前のご契約と見直し後のご契約の保険料を二重にお支払いいただく必要がありましたが、本対応により、保険料の二重払が発生しない仕組みとなります。

※保険料を割り引いているものではありません。

※本改定に伴い、保障されない期間を90日間から3か月間に変更します。

#### <保険料例（保険期間・保険料払込期間：終身）>

がん治療給付金額10万円、がん診断給付金額50万円、月払、非喫煙者保険料率、がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）付加なし

	男性	女性
20歳	890 円	1,152 円
30歳	1,330 円	1,676 円
40歳	2,018 円	2,325 円

以 上

(注) この資料は2025年9月時点の商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みにあたっては「商品パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。